

# 1

## 建築士の処分とは

建築士法に基づく行政処分としては、建築士法第9条（免許の取消し）、第13条の2（合格の取消しなど）、第10条（懲戒）、第26条（監督処分）があり、建築士に対しては戒告、業務の停止又は免許の取り消しが、建築士事務所の開設者に対しては戒告、建築士事務所の閉鎖または登録の取り消しがあります。これらの処分は、資格の免許権者である国土交通大臣及び都道府県知事、建築士事務所の登録権者である都道府県知事が行います。

また、建築士法に基づく行政罰としては、第38条から第44条までの第10章に規定されている罰則（違反者に対する懲役、罰金又は科料）があります。

### 1 - 1. 行政処分と行政罰

#### 1) 行政処分

建築士の行政処分は、国交省で定めた基準に基づいて行われます。その根拠となる基準を、「資料-1 一級建築士の懲戒処分の基準」に示します。

建築士が処分された場合、処分を受けた建築士の氏名、登録番号、処分内容、処分理由等が公告されます（建築士法第10条第5項、同法施行規則第6条の3）。また、建築士名簿は一般の閲覧に供されます。名簿には、処分内容・処分年月日及び登録抹消の事由。抹消年月日を記載することになっています（建築士法施行規則第3条、第7条）。

免許の取消し処分を受けた建築士は、絶対的欠格事由として5年間（平成18年の建築士法改正前は2年間）再免許が認められないこととする見直しが行われました。

また、建築士の業務停止処分及び免許の取消し処分に際しては、聴聞が行われ（建築士法第10条第2項）、建築審査会（一級建築士については中央建築士審査会、二級・木造建築士の処分については都道府県建築士審査会）の同意を得る必要があります（建築士法第10条第4項）。

なお、行政処分を不服とする者は、行政不服審査法による審査請求等を提訴することができます。

#### 2) 罰則

建築士法の罰則は、「資料-2 改正建築基準法・建築士法による罰則強化について」に示すように、最も重いもので1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となっています（建築士法第38条など）。また、建築基準法では、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金となっています（建築基準法第98条）。

## 1 - 2. 懲戒処分基準による処分

### 1) 処分ランクによる処分内容の決定

懲戒処分は違法行為などの懲戒事由の内容により、「資料-1 表1 ランク表」により、処分のランクを設定し、行為の個別事情及び過去の処分による加減を「資料1 表2 個別事情による加減表」及び「資料-1 表4 過去に処分等を受けている場合の取扱表」により行い、処分ランクを設定します。そして、そのランクに基づき、「資料-1 表3 処分区分表」により、処分などの内容が定められるようになっています。

### 2) 「複数の懲戒事由に該当する場合」のランクの決め方

#### i) 単一の行為で複数の懲戒事由に該当する場合

最も重い懲戒事由のランクに基づき処分等のランクは決定されるので、そのランクが16なら「免許取消し」です。ちなみに複数の懲戒事由のランクを加算して、16になるからといって「免許取消し」ではありません。

例えば、「無断設計変更」を行い、当該設計変更箇所が「違反設計」になっている場合には、単一の行為が複数の懲戒事由に該当します。この場合には、「違反設計」により処分を行うこととなり、「無断設計変更」は加重されません。

#### ii) 複数の行為について併せて処分等を行う場合

最も重い懲戒事由のランクに加重して処分等のランクは決定されます。

例えば、単一物件に関して、設計者としての「違反設計」と工事監理者としての「工事監理不十分」のように複数の立場では、複数の行為となります。

また、複数物件に関して「違反設計」を行えば、複数の行為となります。

### 3) 「過去に処分等を受けている場合」のランクの決め方

#### i) 過去の処分等の懲戒事由が今回とは異なる場合

今回相当とされる処分のランクに、「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従ってランクを加重したうえで、決定されます。

ちなみに、過去の処分ランクがそのまま累積して、新たな懲戒事由のランクに加算されるわけではありません。

#### ii) 過去の処分等の懲戒事由が今回の懲戒と同じ場合

この場合は、加重ランクがさらに重くなります。

ちなみに、過去の懲戒事由がランク6以上に該当し、今回も6以上に該当する場合は、「免許取消し」になります。